平成２９年（フ）第７３号
三重県多気郡多気町平谷1001番地　ＥＩＫＯＵＤＯＵ103
債務者　中田　和子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第５０号
京都府京丹後市大宮町三坂289番地
債務者　堂本　正美
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第１号
兵庫県篠山市河内台６番地７
債務者　堀　　萌子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２８９号
香川県木田郡三木町大字氷上1014番地１
債務者　矢野　友彦
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３号
高知県室戸市吉良川町乙3337番地
債務者　谷口　芳惠
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第２号
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保１番地３　定住促進住宅１号棟306
債務者　長坂　香織
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４８号
茨城県つくば市島名4436番地（香取台Ｂ57街区１）ガレリアヴェール403号
債務者　児玉　美恵（旧姓塩澤）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
群馬県館林市当郷町1996番地の６
債務者　村田　文枝（旧姓高岸）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４号
群馬県太田市大原町1116番地６
債務者　須藤　玉枝
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０４９号
京都市南区久世大藪町176番地　植松ハイツ301
債務者　小山恵梨菜
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０５号
京都市伏見区向島中島町85番地15　サンハウス402号室
債務者　青木　　諒
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字西山35番地の１
債務者　嶋田工務店こと　嶋田　一夫
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６９号
京都市東山区大和大路通塩小路下る２丁目上池田町544番地14　第一藤ビル
債務者　中尾　正博
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９１号
京都市山科区勧修寺閑林寺80番地１　カーサスカイⅣ204号、住民票上の住所京都市山科区大宅細田町97番地38
債務者　長谷部藍子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０５号
大阪府高槻市辻子３丁目19番７号
債務者　藤原　賢也
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０３０号
大阪市生野区巽東２丁目３番２―201号
債務者　南原隆男こと　尹　　隆男
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８５号
大阪市西区九条２丁目12番24―404号
債務者　馴松　由香
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部